

平成22年7月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第5286号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年6月14日

判 決

原 告

(以下「原告」という。)

原 告

(以下「原告」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 田 中 庄 司

同訴訟復代理人弁護士 柴 田 大 祐

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

被 告 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

職 務 執 行 者 パール・オースティン・ヘイズ

同訴訟代理人支配人 山 本 圭 一

主 文

1 被告は、原告 に対し、58万8689円及びうち56万2701円に対する平成17年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 に対し、102万3667円及びうち1万5400円に対する平成13年9月2日から、うち9万6538円に対する平成15年11月9日から、うち88万2550円に対する平成21年10月29日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 この判決は、第1項及び第2項につき仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 当事者の主張

I 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業者であり、原告らは被告（以下、その前身であるディックファイナンス株式会社、アイク株式会社及び株式会社ユニマットライフを含めて「被告」ということがある。）との間で金銭消費貸借取引（以下「本件各取引」という。）をしていた者である。

(2) 本件各取引の概要

ア 原告 と被告との間の取引（以下「原告 取引」という。）の概要

(ア) 取引開始日 平成9年11月12日

(イ) 取引終了日 平成17年9月26日

(ウ) 取引の経過 別紙計算書1のとおり

イ 原告: と被告との間の取引（以下「原告 取引」という。）の概要

(ア) A①取引

a 取引開始日 平成13年5月18日

b 取引終了日 平成13年9月1日

c 取引の経過 別紙計算書2-1-1のとおり

(イ) A②取引

a 取引開始日 平成13年12月28日

- b 取引終了日 平成15年11月8日
- c 取引の経過 別紙計算書2-1-2のとおり

(v) B取引

- a 取引開始日 平成10年5月25日
- b 取引終了日 平成21年10月28日
- c 取引の経過 別紙計算書2-2のとおり

(3) 引直し計算及び不当利得

本件各取引は、前記(2)のように分けられ、それぞれの取引は一連の取引であり、これにつき、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、別紙計算書1及び2のとおり、原告 取引について過払金元金が56万2701円、原告 取引において過払金元金が99万4488円(A①取引について1万5400円、A②取引について9万6538円、B取引について88万2550円。)となり、被告は、上記金額をそれぞれ法律上の原因なく取得している。

(4) 悪意の受益者

被告は貸金業者であり、本件各取引につき貸金業法43条1項のみなし弁済の主張立証をしていないことからすれば、利息制限法所定の制限利率を超える利息を収受していたことにつき悪意であったといえるから、過払金発生時から年5分の割合による利息を支払うべき義務を負い、各取引終了時における額は別紙計算書1及び2のとおり、原告 取引について2万5988円、原告 取引について2万9179円(原告B取引について同額。)となる。

(5) まとめ

よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及びその利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)は認める。

(2) 請求原因(2)は認めるが、後記のとおり一連であるとする点は争う。

(3) 請求原因(3)は、本件各取引がそれぞれ一連のものであるとする点につき、否認ないし争う。本件各取引は、以下のとおりに分けられる。

ア 原告 取引について

(第1取引) 平成9年11月12日～平成13年10月26日

(第2取引) 平成14年5月21日～平成17年9月26日

イ 原告 B取引について

(第1取引) 平成10年5月25日～平成13年6月30日

(第2取引) 平成14年3月11日～平成15年11月6日

(第3取引) 平成16年3月24日～平成21年10月28日

(4) 請求原因(4)は否認ないし争う。

被告が貸金業法43条のみなし弁済規定の適用があるとの認識を有するに至ったことにつき、やむを得ないといえる「特段の事情」がある。

(5) 請求原因(5)は争う。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)は、当事者間に争いがない。

2 請求原因(2)は、本件各取引の経過それ自体は当事者間に争いがない。

3 請求原因(3)について判断する。

同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間には他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借契約に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨

の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、次のとおりとなる。

(1) 原告 取引について

証拠(乙1の1及び2、乙2の1及び2、乙3の1及び2、乙11の1及び2、乙12、乙13)及び弁論の全趣旨によれば、第1取引が基本契約の存在しないいわゆる証書貸付であるのに対し第2取引は基本契約の存在するリボルビング契約であることからすれば、一応別個の契約に基づく取引であるといえるが、第1取引と第2取引の間の空白期間が約7か月と短期間であること、原告 は第1取引以前にも被告との間で金銭消費貸借取引をしていたこと、第2取引開始の際に実質的な審査がなされたか疑問があり、むしろ過去の取引実績が重視されている可能性が高いこと、被告は原告

取引を同一の会員番号で管理しており、また、第1取引と第2取引とでは、遅延損害金や支払日の点で共通点も認められることなどが認められ、これらを総合すれば、原告 取引は、事実上1個の連続した貸付取引で

あると評価することができる。したがって、原告の主張は理由がある。

(2) 原告 B取引について

証拠（乙5、乙22の1及び2、乙23ないし乙30）及び弁論の全趣旨によれば、第1取引ないし第3取引はいずれも新たに基本契約を締結しそれぞれカードも別個に発行して取引がされているから、一応別個の契約に基づく取引であるといえるが、第1取引と第2取引の間の空白期間が約8か月、第2取引と第3取引の間の空白期間が約5か月と短期間であること、第2、第3取引のそれぞれの開始の際に実質的な審査がなされたか疑問があり、むしろ過去の取引実績が重視されている可能性が高いこと、被告は原告B取引を同一の会員番号で管理していたことなどが認められ、これらを総合すれば、原告B取引は、事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる。したがって、原告の主張は理由がある。

4 請求原因(4)について判断する。

被告が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁平成18年1月13日判決（以下「平成18年判決」という。）の言渡以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者とすることはできないというべ

きである。

そうすると、平成18年判決以前の本件各取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の、他の貸金業法43条1項の要件を充足するかを検討する必要があると解されるところ、被告はこの点について、本件各取引に関する具体的な主張立証をしていないこと（単に、その当時の一般的な業務態勢として同項の他の要件を充足する行為をしていたと主張するのみでは不十分である。）、ほかに同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めるに足りる事情は認められないことからすれば、平成18年判決以前の本件各取引についても、被告は民法704条の「悪意の受益者」となる。

よって、被告は悪意の受益者として、年5分の割合による利息の支払義務を負うところ、かかる利息支払義務は、過払金が発生した段階で発生すると解するのが相当であり、請求原因(4)は理由がある。

5 以上によれば、請求原因はいずれも認められる。

第4 結論

以上によると、原告らの請求はいずれも理由があるからこれらを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を各適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

裁判官 鈴木 秀 孝

これは正本である。

平成22年7月26日

東京地方裁判所民事第43部

裁判所書記官 前田久

